

# 沖縄県北部医療組合監査委員条例

令和5年4月1日条例第12号

沖縄県北部医療組合監査委員条例をここに公布する。

## 沖縄県北部医療組合監査委員条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定により準用する第202条の規定に基づき、監査委員に関して必要な事項を定めるものとする。

(定例監査の期日及び通知)

**第2条** 法第199条第4項の規定による監査は、毎年度1回以上期日を定めて行う。

2 監査委員は、前項の監査の期日及び要領を、監査期日前7日までに、管理者に通知しなければならない。

(随時監査の期日及び通知)

**第3条** 監査委員は、法第199条第2項及び第5項の規定による監査を行おうとするときは、監査期日前5日までに、その期日及び要領を管理者へ通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があるときは、この限りでない。

(特別監査の着手の期日)

**第4条** 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項及び第7項の規定による監査の請求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(例月出納検査の期日)

**第5条** 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は、毎月22日に前月分の収支について行う。ただし、その日が休日に当たるとき、その他やむを得ない事由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

(決算審査の期限)

**第6条** 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算審査及び証拠書類が審査に付されたときは、30日以内に意見を付して管理者に送付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(監査又は検査の結果)

**第7条** 法第199条第9項の規定による監査の結果の報告及び公表は、監査の終了した日から30日以内に、その他監査又は検査の結果については、その終了した日から30日以内に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(公表の方法)

**第8条** 監査委員の行う監査結果等の公表は、沖縄県北部医療組合の公告式の例により行う。

2 直接請求に基づく監査の結果及び監査委員が必要と認めるものは、前項の規定によるほか、監査委員が適当と認める公表方法によることができる。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

#### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。